

橋本市告示第 97 号

橋本市 LED 防犯灯設置補助金交付要綱の一部を改正する告示を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 4 月 14 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市 LED 防犯灯設置補助金交付要綱の一部を改正する告示

橋本市 LED 防犯灯設置補助金交付要綱(令和 7 年橋本市告示第 11 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(交付の申請) 第 4 条 略	(交付の申請) 第 4 条 略 <u>2 前項の規定による申請を行うことができる回数は、1 年度につき 1 回とする。</u>

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 14 日から施行する。